

出産育児一時金を請求される方へ

平成21年10月1日より、医療機関等へのお産育児一時金直接支払制度が実施されております。

つきましては、下記の事項にご留意の上、お産育児一時金の請求をいただきますようお願い申し上げます。

なお、お産育児一時金の支給額は42万円です。

ただし、産科医療補償制度未加入分の分娩機関におけるお産、または妊娠4か月以上在胎週数22週未満のお産に関しては、お産育児一時金の金額は40万4千円（平成26年12月31日までのお産については39万円）です。

※ お産育児一時金直接支払制度をご利用される方

お産費用が42万円を下回ったときは、お産費用との差額とお産育児一時金付加金（お産日において当組合の被保険者・被扶養者の資格を有する方）の支給対象となります（お産費用が42万円を上回ったときは、お産育児一時金付加金のみ）。

- ① 差額またはお産育児一時金付加金の支給は医療機関への直接払いをした後でもかまわない方

→医療機関への直接払いをしてからお産育児一時金差額申請書を送付いたします。（この場合には医師・助産師又は市区町村長が証明する欄への証明の必要はありません）

- ② 差額またはお産育児一時金付加金を直接払いよりも先に受け取りたい方

→このお産育児一時金請求書に所定事項記入のうえ医師・助産師または市区町村長いずれかの証明をもらい、領収書と医療機関と取り交わした文書を添付して申請してください。なお、添付書類2点はどちらか一方を原本にてご提出ください。もう一方はコピーで結構です。

※ お産育児一時金直接支払制度をご利用されない方

従来どおり、このお産育児一時金請求書をご提出ください。

この場合も上記②と同様に医師・助産師または市区町村長いずれかの証明をもらい、領収書と医療機関と取り交わした文書を添付して申請してください。なお、添付書類2点はどちらか一方を原本にてご提出ください。もう一方はコピーで結構です。

ご不明な点は当組合へお問い合わせください。